

令和5年8月10日

市立小学校のプールにおける水の流出事故について

市立稲田小学校（多摩区宿河原3-18-1）において、プールの注水に際し、止水作業に失敗し、5日間注水し続けたことで、プール約6杯分に当たる約2,200m³の水を流出させた事故が発生しました。また、損害額約190万円の5割相当額である約95万円を関係職員に賠償請求しましたので、併せてお知らせします。

1 事故の概要

- (1) 令和5年5月17日（水）11時頃、プール開きに向けて、小学校の教諭がプールへの注水を開始したものの、止水作業に失敗し、同月22日（月）15時頃まで注水し続け、多額の水道料金・下水道料金の支払いが発生しました。
- (2) 推定流出量は、2,175.5m³です。 ※事故が発生した小学校のプール約6杯分
- (3) 推定流出量に基づく損害額は、1,900,624円です。

2 事故の原因

プール開きに向けて、教諭がプールに注水し、後に注水スイッチを切って、止水したつもりだったが、ブレーカーを落とした状態であり、注水スイッチの電源が喪失していたために、栓が閉じず、注水が継続した。なお、止水作業時、プールの吐水口を確認して、止水していることを確認しなかった。

3 経過

5月17日（水）11時頃 教諭が注水スイッチを操作し、栓を開いて注水を開始したものの、注水と同時にろ過装置も作動させたため職員室の警報音が鳴った。教諭は、警報音を止めるためにブレーカーを落とした。（実は、注水スイッチの電源も喪失していた。）

17時頃 教諭が、止水のため注水スイッチを切ったが、実はブレーカーが落ちた時に電源が喪失していたため、注水スイッチが機能せず、栓が閉じず、注水が継続していた。

5月22日（月）15時頃 プールでの作業を予定していた用務員の指摘により、教諭が、プールの吐水口を確認し、注水が継続していることに気づいた。

4 再発防止

- (1) 全学校に対し、年度当初のプール使用開始前に実施する業者の点検作業に教職員が立ち会い、機器の取扱説明を受け、給水も含めた装置操作方法を確認するよう徹底します。
- (2) 全学校の教職員を対象とした研修会等を通じて、水栓の開閉栓に関する確認を徹底します。

5 関係職員への賠償請求について

本件事故は、事故が発生した小学校の校長及び教諭の過失によるものであると判断し、民法第709条の規定に基づき、両名に対し、損害額の5割の950,312円を請求しました。

○問合せ先

(上下水道料金の支払いに関すること)

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 並木

電話 044-200-1801

(学校の設備・再発防止に関すること)

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室 井川

電話 044-200-1802

(水泳指導・再発防止に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 小竹

電話 044-200-3828

(事故調査に関すること)

川崎市教育委員会事務局総務部庶務課 伊藤

電話 044-200-3258